

広島県告示第五百四十二号

令和六年広島県告示第五百八号（公共測量の実施）に係る公共測量について、次のとおり変更した旨、広島県北部建設事務所長から通知があった。

令和六年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量及びGNSS測量機による水準測量）

二 作業期間

（変更前） 令和五年七月二十日から令和六年三月二十九日まで

（変更後） 令和五年七月二十日から令和六年十月三十一日まで

三 作業地域

庄原市峰田町地内